

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程

令和元年10月1日

誓生会告示第3号

(目的)

第1条 この規程は、医療法人誓生会（以下、「法人」という。）の給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等特定処遇改善加算制度（以下、「特定加算制度」という。）に基づき、法人の介護職員に対し支給する特定処遇改善加算金（以下、「特定加算金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常勤職員または非常勤職員等の別を問わず、厚生労働省の定める特定加算金の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第3条 特定加算金の支給額は、特定加算制度による加算見込み額の範囲内において、法人が定める額とする。

(支給)

第4条 特定加算金の支給は、年1回（支給方法は法人が設定する。）、賃金改善実施期間分を手当（一時金等）として、給与とは別に支給する。

(在籍の限定)

第5条 特定加算金は、支給日現在において当法人に在籍していない者については、支給しない。

(経験・技能のある介護職員の基準設定)

第6条 経験・技能のある介護職員の基準設定の考え方は、勤務10年以上の介護福祉士のみならず、他の事業所での介護職員としての実績も含み、柔軟に対応するものとする。

(その他)

第7条 この規程は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。